

健感発1018第2号  
平成30年10月18日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第4条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める5類感染症及び事項の一部を改正する件の施行に伴う各種改正について(通知)

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本年4月26日の厚生科学審議会感染症部会において、後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む。)及び梅毒について、より有効な対策を講じるため、これらの発生動向を詳細に把握することが重要であるとの御意見をいただいたことを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第4条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める5類感染症及び事項(平成19年厚生労働省告示第58号。以下「告示」という。)を改正し、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第4条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める5類感染症及び事項の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第365号)が別紙1のとおり公布され、平成31年1月1日から適用されます。

あわせて、同様の趣旨から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(以下「基準」という。)の一部を別紙2のとおり改正し、平成31年1月1日から適用することといたしました。

告示及び基準の改正内容は下記のとおりですので、貴職におかれでは、内容について御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願ひいたします。

## 記

### 1 告示の改正内容

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条第1項第2号は、医師が5類感染症の患者を診断した際の届出義務について規定しており、当該届出事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第4条第6項において、感染症の名称及び患者の症状、診断方法、初診年月日及び診断年月日等と定められている。また、同項において、5類感染症のうち厚生労働大臣が

- 定めるものに係る医師の届出事項については、上記の事項のほか、「感染症のまん延の防止及び患者の医療のために必要な事項として 5 類感染症ごとに厚生労働大臣が定める事項とする」とされており、告示で具体的に規定している。
- 今般、告示を改正し、厚生労働大臣が定める 5 類感染症に「梅毒」を、厚生労働大臣が定める事項に「妊娠の有無」を、それぞれ追加する。

## 2 基準の改正内容

- 感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届出並びに第 14 条第 2 項に基づく指定届出機関の届出に係る様式については、基準において、感染症ごとに定められている。
- 今般、基準中、別記様式 5－9（「後天性免疫不全症候群発生届（HIV 感染症を含む）」の様式）を改正し、「診断時の CD 陽性 T リンパ球数（CD4 値）」を記載項目として追加する。また、基準中、別記様式 5－16（「梅毒発生届」の様式）を改正し、「性風俗の従事歴・利用歴の有無」、「口腔咽頭病変」、「妊娠の有無」、「過去の感染歴」及び「HIV 感染症の合併の有無」を記載項目として追加する。

(参考)

基準については下記の URL を参照のこと。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/kekka-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/kekka-kansenshou11/01.html)

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局〔告示〕  
〔目次〕

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
- (財務・農林水産二五)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項の一部を改正する件(厚生労働三六五)
- 保安林の指定をする件
- 砂防法第二条の土地を指定する件(農林水産二二八二・二二九七)
- 国土交通二一八六(一)一九二)に於ける特別措置法第七条の規定による承認をした件
- 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件(同三三三)
- 日本国に帰化を許可する件
- (同三三四)
- ネバール政府に対する贈与に関する日本国政府とネバール政府との間の書簡の交換に関する件(外務三一〇)
- 農業・水産食品安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画のための贈与に関する件(同三二一)
- 南部地域における不発弾除去の加速化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三二二)
- 平成三十一年三月十八日から発行を開始する日本銀行券千円の様式を定める件(財務二七九)

刑事補償法による補償決定の公示  
(熊本地方裁判所)

法務

〔官庁報告〕  
〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕  
〔人事異動〕

○道路に関する件(九州地方整備局一一五、一一六)

- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を拡大した件(同八六)
- 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件(防衛二〇九)

官 庁  
金融商品取引業者営業保証金取戻し  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

## 〔公告〕

機械受注統計調査報告(平成三十年八月)(実績)(内閣府)

## 〔資料〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

## 〔労働告示〕

○法務省告示第三百三十一号  
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。

平成三十年十月十八日

法務大臣 山下 貴司  
氏名 ハリエット・クニ・エリザベス・グレ

生年月日 千九百八十七年四月四日

法務省告示第三百三十二号  
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。

平成三十年十月十八日

法務大臣 山下 貴司  
氏名 ポール・リチャード・ヘンシー

生年月日 千九百八十年十一月二十一日

法務省告示第三百三十三号  
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成三十年十月十八日  
法務大臣 山下 貴司  
一 指定を受けた者  
氏名 ポール・リチャード・ヘンシー  
生年月日 千九百八十年十一月二十一日  
二 指定をした特定外国法  
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの  
アメリカ合衆国コネティカット州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第三百三十四号  
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する  
平成三十年十月十八日

法務大臣 山下 貴司

○農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			

	改	正	前
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	前
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十六年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	前
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十六年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下			
償還期限			
年二厘五毛			
十三年以下			
年二厘五毛			
十四年を超える十五年以下			
年三厘五毛			
十五年を超える二十五年以下			
年四厘			

	改	正	後
十二年以下		</	

## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～第5 (略)	第1～第5 (略)
第6 五類感染症 1～8 (略)	第6 五類感染症 1～8 (略)
9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 HIVに感染した後、CD4陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で数年から10年程度）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア HIV感染症の診断（無症候期） (ア) HIVの抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合にHIV感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot法等） ② HIV抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（PCR等）等の病原体に関する検査（以下「HIV病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)	9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 HIVに感染した後、CD4陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で約10年）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア HIV感染症の診断（無症候期） (ア) HIVの抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合にHIV感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot法、蛍光抗体法（IFA）等） ② HIV抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（PCR等）等の病原体に関する検査（以下「HIV病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)
10～15 (略)	10～15 (略)
16 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I期梅毒として感染後3～6週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬	16 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I期梅毒として感染後3～6週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晚期顎症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後に Hutchinson 3 徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晚期先天梅毒の症状を呈する症例がある。また、妊娠における梅毒感染は、先天梅毒のみならず、流産及び死産のリスクとなる。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(1)カルジオリピンを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体値)を保有する者で無症状病原体保有者と見なされる者（陳旧性梅毒と見なされる者を除く。）を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晚期顎症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後に Hutchinson 3 徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晚期先天梅毒の症状を呈する症例がある。また、妊娠における梅毒感染は、先天梅毒のみならず、流産及び死産のリスクとなる。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(カルジオリピンを抗原とするRPRカードテスト、凝集法若しくはガラス板法での検査で16倍以上又は自動化法での検査で概ね16.0 R.U., 16.0 U.若しくは16.0 S.U./mL以上のものをいう。)を保有する者で無症状病原体保有者とみなされるもの（陳旧性梅毒とみなされる者を除く。）を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
染色法または PCR 検査等による病原体の検出	病变（初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹）
・次の 1)、2) の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 例) R P R カードテスト、凝集法、自動化法 等 2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査 例) T P L A 法、T P P A 法、C L I A 法、F T A - A B S 法 等	血清

17～49 (略)

第7 (略)

別記様式 1～4 (略)

別記 5-1～5-8 (略)

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
墨汁法、ギムザ染色などの染色法による による病原体の検出	発疹（初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹）
・以下の①と②の両方に該当する場合 ①カルジオリピンを抗原とする以下の いずれかの検査で陽性 ・R P R カードテスト、凝集法、ガラス板法、自動化法 ② <i>T. pallidum</i> を抗原とする以下のいず れかの検査で陽性 ・T P H A 法、F T A - A B S 法	血清

17～49 (略)

第7 (略)

別記様式 1～4 (略)

別記 5-1～5-8 (略)

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） ( ) -

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	
<input type="checkbox"/> 患者（確定例） <input type="checkbox"/> 無症状病原体保有者 <input type="checkbox"/> 感染症死亡者の死体	
2 性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
3 診断時の年齢	歳 <input type="checkbox"/>
4 病名	1) 無症候性キャリア <input type="checkbox"/> 2) AIDS <input type="checkbox"/> 3) その他（ ） <input type="checkbox"/>
5-1 診断 方 法	抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 <input type="checkbox"/> 2) P.A法 <input type="checkbox"/> 3) I.C法 <input type="checkbox"/> 4) その他（ ） <input type="checkbox"/> 確認検査 1) Western Blot法 <input type="checkbox"/> 2) その他（ ） <input type="checkbox"/> 病原検査 1) HIV抗原検査 <input type="checkbox"/> 2) ウイルス分離 <input type="checkbox"/> 3) PCR法 <input type="checkbox"/> 4) その他（ ） <input type="checkbox"/> 18か月未満の児の免疫学的所見 （ ） <input type="checkbox"/>
5-2 診断時 の 症 状	① 診断時の症状（無症候性キャリアの場合は記載不要） 1) 有 <input type="checkbox"/> 2) 無 <input type="checkbox"/>
5-3 確認検査 等	② 診断時のCD4値 1) CD4値（ /μL） <input type="checkbox"/> 2) 検査実施日時（ 年 月 日） <input type="checkbox"/>
5-4 発病年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-5 初診年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-6 診断（検査※）年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-7 開院年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-8 死亡年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） ( ) -

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	
<input type="checkbox"/> 患者（確定例） <input type="checkbox"/> 無症状病原体保有者 <input type="checkbox"/> 感染症死亡者の死体	
2 性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
3 診断時の年齢	歳 <input type="checkbox"/>
4 病名	1) 無症候性キャリア <input type="checkbox"/> 2) AIDS <input type="checkbox"/> 3) その他（ ） <input type="checkbox"/>
5-1 診断 方 法	抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 <input type="checkbox"/> 2) P.A法 <input type="checkbox"/> 3) I.C法 <input type="checkbox"/> 4) その他（ ） <input type="checkbox"/> 確認検査 1) Western Blot法 <input type="checkbox"/> 2) その他（ ） <input type="checkbox"/> 病原検査 1) HIV抗原検査 <input type="checkbox"/> 2) ウィルス分離 <input type="checkbox"/> 3) PCR法 <input type="checkbox"/> 4) その他（ ） <input type="checkbox"/> 18か月未満の児の免疫学的所見 （ ） <input type="checkbox"/>
5-2 診断時 の 症 状	① 有 <input type="checkbox"/> 2) 無 <input type="checkbox"/>
5-3 確認検査 等	② 確認検査 1) Western Blot法 <input type="checkbox"/> 2) I.F.A法 <input type="checkbox"/> 3) その他（ ） <input type="checkbox"/> 2) 無 （無症候性キャリアの場合は、当欄の記載は不要）
5-4 発病年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-5 初診年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-6 診断（検査※）年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-7 開院年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5-8 死亡年月日	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>

1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺） 2) クリプトコッカス症（肺以外） 3) コクシジョイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 5) ニューモシスティス肺炎 6) トキソプラズマ脂膜症（生後1か月以後） 7) クリプトスピロジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 8) イソスピロ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、链球菌等の化膿性細菌により敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 と ④骨髄炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは 繰り返して起こったもの） 10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く） 11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核） 12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外） 14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の済瘻を呈するもの ②生後1か月以後で気管 支炎、肺炎、食道炎を併発するもの） 15) 進行性多巣性白質脳症 16) カボジ肉腫 17) 原発性脳リンパ腫 18) 非ホジキンリンパ腫 19) 侵襲性子宮頸癌 20) 反復性肺炎 21) リンパ性間質性肺炎／肺リンパ腫形成：LIP／PLH complex（13歳未満） 22) HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎） 23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

12 感染原因・感染経路・感染地域

① 感染原因・感染経路（確定・推定） 1 性的接触 (ア 同性間 イ 异性間 ウ 不明) 2 静注薬物使用 3 母子感染 (ア 胎内・出産時 イ 母乳) 4 輸血・血液製剤 (輸血、血液製剤の種類・使用年月・状況： 5 その他（ 6 不明	② 感染地域（確定・推定） 1 日本国内（都道府県 市区町村） 2 国外 (国名： 詳細地域： 3 不明
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄  
は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。）

1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺） 2) クリプトコッカス症（肺以外） 3) コクシジョイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 5) ニューモシスティス肺炎 6) トキソプラズマ脂膜症（生後1か月以後） 7) クリプトスピロジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 8) イソスピロ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、链球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 と ④骨髄炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘻のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは 繰り返して起こったもの） 10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く） 11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核） 12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ腫以外） 14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の済瘻を呈するもの ②生後1か月以後で気管 支炎、肺炎、食道炎を併発するもの） 15) 進行性多巣性白質脳症 16) カボジ肉腫 17) 原発性脳リンパ腫 18) 非ホジキンリンパ腫 19) 侵襲性子宮頸癌 20) 反復性肺炎 21) リンパ性間質性肺炎／肺リンパ腫形成：LIP／PLH complex（13歳未満） 22) HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎） 23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

12 感染原因・感染経路・感染地域

① 推定される感染原因・感染経路 1 性行為感染 (ア 异性間性的接觸 イ 同性間性的接觸) 2 静注薬物使用 3 母子感染 4 輸血 5 その他（ 6 不明	② 推定される感染地域 1 日本国内 2 その他（ 3 不明	① 最近数年間の主な居住地 1 日本国内（都道府県） 2 その他（ 3 不明 ② 国籍 1 日本 2 その他（ 3 不明
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄  
は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。）

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印  
(署名又は記名押印のこと)  
従事する病院・診療所の名称  
上記病院・診療所の所在地(※)  
電話番号(※) ( )  
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検索）した者（死体）の属性

・患者（確定例）・無症状病原体保有者・感染症死亡者の死体

2 性別 3 診断時の年齢（0歳は月齢）

男 女 歳（ か月）

病型

① 病型

1) 早期梅毒症 I期 (I期) 2) 晩期梅毒症

3) 先天梅毒 4) 無症状（無症状病原体保有者）

② H.I.V感染症合併の有無

1) 有 2) 無 3) 不明

③ 初期硬結（性器・紅斑・口唇・口腔咽頭、その他（ ））

4) 硬性下疳（性器・紅斑・口唇・口腔咽頭、その他（ ））

5) 黑色リンパ節腫脹（無痛性）、持毒性パラ疹

6) 丘疹性梅毒疹・素平コンジローマ

7) ゴム腫・心血管症状・神経症状・眼症状

8) 黄疸性炎・実質性角膜炎・感音性難聴

9) Hutchinson歯・その他（ ）

なし

④ 患者（確定例）の場合

・病変から他の病原体の検出（尿色法、PCR検査）

・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出

1) カルジオリビンを抗原とする検査

2) T. pallidumを抗原とする検査

⑤ 無症状病原体保有者の場合

・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出

1) カルジオリビンを抗原とする検査

（抗体を記載、16倍相当以上が必要）

結果：（倍、R.U.U又はSU/ml）

2) T. pallidumを抗原とする検査

・その他の検査方法（ ）

検体（ ）

結果（ ）

6 初診年月日 平成 年 月 日

7 診断（検索（※））年月日 平成 年 月 日

8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日

9 発病年月日（※） 平成 年 月 日

10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日

（1, 2, 4, 5, 11, 12欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。）

（※）欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

（※）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。）

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印  
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称  
上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) ( )  
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検索）した者（死体）の属性

・患者（確定例）・無症状病原体保有者・感染症死亡者の死体

2 性別 3 診断時の年齢（0歳は月齢）

男 女 歳（ か月）

病型

1) 早期梅毒症 I期 (I期) 2) 晩期梅毒症

3) 先天梅毒 4) 無症状（無症状病原体保有者）

4) H.I.V感染症合併の有無

1) 有 2) 無 3) 不明

5) 初期硬結（性器・紅斑・口唇・口腔咽頭、その他（ ））

6) 硬性下疳（性器・紅斑・口唇・口腔咽頭、その他（ ））

7) 黒色リンパ節腫脹（無痛性）、持毒性パラ疹

8) 丘疹性梅毒疹・素平コンジローマ

9) ゴム腫・心血管症状・神経症状・眼症状

10) 黄疸性炎・実質性角膜炎・感音性難聴

11) Hutchinson歯・その他（ ）

なし

12) 感染原因・感染経路・感染地域

1) 感染原因・感染経路（確定・推定）

2) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

3) 静注薬物常用

4) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

5) 診断方法

6) 感染原因・感染経路（確定・推定）

7) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

8) 静注薬物常用

9) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

10) 診断方法

11) 感染原因・感染経路（確定・推定）

12) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

13) 静注薬物常用

14) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

15) 診断方法

16) 感染原因・感染経路（確定・推定）

17) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

18) 静注薬物常用

19) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

20) 診断方法

21) 感染原因・感染経路（確定・推定）

22) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

23) 静注薬物常用

24) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

25) 診断方法

26) 感染原因・感染経路（確定・推定）

27) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

28) 静注薬物常用

29) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

30) 診断方法

31) 感染原因・感染経路（確定・推定）

32) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

33) 静注薬物常用

34) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

35) 診断方法

36) 感染原因・感染経路（確定・推定）

37) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

38) 静注薬物常用

39) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

40) 診断方法

41) 感染原因・感染経路（確定・推定）

42) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

43) 静注薬物常用

44) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

45) 診断方法

46) 感染原因・感染経路（確定・推定）

47) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

48) 静注薬物常用

49) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

50) 診断方法

51) 感染原因・感染経路（確定・推定）

52) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

53) 静注薬物常用

54) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

55) 診断方法

56) 感染原因・感染経路（確定・推定）

57) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

58) 静注薬物常用

59) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

60) 診断方法

61) 感染原因・感染経路（確定・推定）

62) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

63) 静注薬物常用

64) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

65) 診断方法

66) 感染原因・感染経路（確定・推定）

67) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

68) 静注薬物常用

69) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

70) 診断方法

71) 感染原因・感染経路（確定・推定）

72) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

73) 静注薬物常用

74) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

75) 診断方法

76) 感染原因・感染経路（確定・推定）

77) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

78) 静注薬物常用

79) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

80) 診断方法

81) 感染原因・感染経路（確定・推定）

82) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

83) 静注薬物常用

84) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

85) 診断方法

86) 感染原因・感染経路（確定・推定）

87) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

88) 静注薬物常用

89) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

90) 診断方法

91) 感染原因・感染経路（確定・推定）

92) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

93) 静注薬物常用

94) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

95) 診断方法

96) 感染原因・感染経路（確定・推定）

97) 性的接觸（A. 性交 B. 経口）

98) 静注薬物常用

99) 血液・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況）

100) 診断方法

この届出は診断から1ヶ月以内に行ってください

別記 5-1 7~5-2 4 (略)

別記 6 (略)

別記 5-1 7~5-2 4 (略)

別記 6 (略)